

特定自主検査 能力向上教育のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

能力向上教育について

近年、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械）及び高所作業車の特定自主検査の有資格者で、当該機械の特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えることとなっています。

当協会では、検査等に係わる高度な知識と技能を向上していただくために、能力向上教育を5年毎に受講することを推奨しています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンキョウ}建荷協」という。）が実施する能力向上教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の種類と対象機械

区 分	教育の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	① ブル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシェル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー ⑬ ブレーカ ⑦ パワー・ショベル ⑭ 解体用つかみ機等 * 不整地運搬車
	ニ. 基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	① くい打機・くい抜機 〔ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー〕 振動パイルドライバー ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る。） ⑤ アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等 * 不整地運搬車
	ホ. 締固め用機械	ローラー等 〔含む ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー〕
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

2. 教育の種類と対象者

教育の種類		対象者	受講時期
イ	フォークリフト	フォークリフトの特定自主検査の検査資格を有する者	特定自主検査の検査資格を取得後、概ね5年ごと
ハ	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ニ	基礎工事事用機械 (含む不整地運搬車)	基礎工事事用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ホ	締固め用機械	締固め用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ヘ	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車の特定自主検査の検査資格を有する者	
ト	高所作業車	高所作業車の特定自主検査の検査資格を有する者	

(注) 「不整地運搬車」は、車両系荷役運搬機械に属しますが、車両系建設機械の「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事事用機械」の検査資格を有する者は、同時に「不整地運搬車」の検査資格も有することから、この能力向上教育では、「整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事事用機械」のコースに「不整地運搬車」を含めた内容としています。

3. 法定カリキュラムに基づく、教育の内容と時間

科目	範囲	教育時間(Hr)
1 最近の当該機械に関する知識	最近の当該機械の傾向と特徴	1.0
2 検査及び検査機器に関する知識	検査の方法(記録表作成を含む)	5.0
	検査機器	
	故障診断	
	安全衛生の確保	
3 当該機械に関する災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	1.0
	労働安全衛生法のうち当該機械に関する事項	
教育時間合計		7.0

(注) ① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示します。また、休憩時間は含まれません。

② 教育時間は最低時間を示します。

4. 研修受講料

単位：円

教育の種類		受講料	
		会 員	一 般
イ	フォークリフト	13,176	15,444
ハ	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	13,824	16,524
ニ	基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	11,448	12,960
ホ	締固め用機械	11,340	12,744
ヘ	コンクリート打設用機械	11,124	12,312
ト	高所作業車	11,448	12,960

- (注) ① 上記受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。
 ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。
 ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
 ④ 受講料は、教育を実施する建荷協・支部にお支払ください。
 ⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。教育開始日の5営業日前までは、取消費用は発生しません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
 ⑥ 上記受講料は、平成30年度4月開催の研修より適用となります。

5. 教育の受講手続き

能力向上教育の受講を希望する方は、次の書類を整え、教育を実施する建荷協・支部に申込みを行ってください。

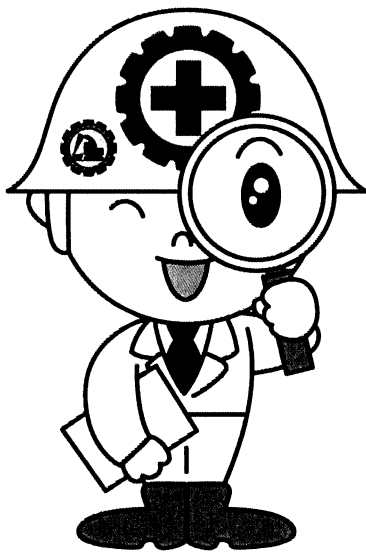
- (1) 能力向上教育受講申込書。(様式71F号)
- (2) 特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を証明する修了証又は証書の写し。

上記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協・支部より「能力向上教育受講票」が送付されますので、それによって受講してください。

6. 教育修了証の発行

能力向上教育を受講された方は、教育修了後、能力向上教育を受講した証として、当該機械に関する修了証が発行されます。

資格を取って何年ですか？
5年経過したら
『能力向上教育』を受けよう！



たしかかな知識で機械と労働者の安全を確保する！

※ 労働安全衛生法第45条にて特定自主検査について定められていますが、特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を取得、検査業務に従事しておおむね5年以上経過した者は能力向上教育を受講し、安全の一層の確保をすることが求められています。

関係通達 平 6. 9. 29 基発第600号、平 5. 7. 23 基発第480号、平6. 10. 5 基発第620号、
平11. 9. 14 基発第547号、平13. 3. 22 基発第165号

お問い合わせ先